

運営規程

社会医療法人蒼生会
蒼生病院指定訪問リハビリテーション

目次

第1条（事業の目的）	3
第2条（運営の方針）	3
第3条（名称及び所在地）	3
第4条（従業員の職種、員数及び職務内容）	4
第5条（営業日及び営業時間）	4
第6条（事業の内容）	4
第7条（通常の事業の実施地域）	4
第8条（利用料、その他の費用の額）	5
第9条（衛生管理等）	5
第10条（緊急における対応方法）	5
第11条（苦情処理）	5
第12条（個人情報の保護）	6
第13条（虐待の防止のための措置に関する事項）	6
第14条（その他の運営に関する留意事項）	6

指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)運営規程

第1条 (事業の目的)

社会医療法人蒼生会が開設する蒼生病院が行う指定訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下、「理学療法士等」という。)が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- 1 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
- 3 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

第3条 (名称及び所在地)

事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 蒼生病院訪問リハビリテーション
- 2 所在地 大阪府門真市大字横地 596 番地

第4条（従業員の職種、員数及び職務内容）

事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1名		病院と兼務
理学療法士	理学療法士	1名以上		病院と兼務
作業療法士	作業療法士			
言語聴覚士	言語聴覚士			

1 管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

2 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士理学療法士等は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービスを行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時00分

第6条（事業の内容）

指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、主治医の指示に基づき、要介護者(介護予防にあっては要支援者)の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション)を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

第7条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、門真市の区域とする。

第8条（利用料、その他の費用の額）

- 1 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)が法定代理受領サービスであるときは、負担割合に応じた額とする。
- 2 第7条に規程した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。
 - (1)事業所から片道 5 キロメートル未満は1回の訪問につき 300 円
 - (2)事業所から片道 5 キロメートル以上は1回の訪問につき 500 円
- 3 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 4 指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び交通費用について説明を行い利用者の同意を得る。

第9条（衛生管理等）

理学療法士・作業療法士等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

第10条（緊急における対応方法）

この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医及び指示医への連絡を行い、指示を求める。

第11条（苦情処理）

指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な処置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第12条（個人情報の保護）

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第13条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1 虐待を防止するための対策を検討する委員会の定期的な開催
- 2 従業者への委員会結果の周知
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施
- 4 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置

第14条（その他の運営に関する留意事項）

- 1 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 従業者は衛生管理に努めることとする。感染性疾患が発生した場合は、厚生労働省の指示及び当院規程に従うこととする。
- 5 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供に関する記録など、条例に定めるものを整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会医療法人蒼生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は令和7年4月1日から施行する
令和8年2月1日一部改訂